

営業時間の短縮要請等について(案)

(特措法第24条第9項)

<事業者の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮

対 象

さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

営業時間

午前5時から午後10時まで

要請期間

12月 4日(金) 午前 0時から
12月17日(木) 午後12時まで

<県民の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮を要請している、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の 午後10時以降の利用回避

要請期間

営業時間の短縮要請と同じ